

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

宅地造成等規制法が一部改正され、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法として施行されたことに伴い、同法律が秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例の内容を包含するものであることから、廃止するものであります。

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 7 年秦野市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（次項において「旧条例」という。）第 5 条に規定する許可又は第 11 条第 1 項に規定する変更許可を受けて土砂埋立て等を行っている者に係る規制については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。ただし、これらの者が施行の日以後に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可、同法第 16 条第 1 項の変更の許可を受けた場合はこの限りでない。
- 3 この条例の施行の日前になされた旧条例に基づく処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為及び前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

1 廃止の理由

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害（令和 3 年熱海市伊豆山土石流災害）での甚大な被害の発生を受け、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的として、「宅地造成等規制法」が改正され、題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」とし、令和 5 年 5 月 26 日に施行されたことで、令和 7 年 4 月 1 日から都道府県知事許可による規制が開始されることとなりました。

これにより、盛土規制法が「秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）」の内容を包含するものであることから、廃止するものです。

2 盛土規制法の概要

(1) スキマのない規制

各自治体の条例では、盛土等の規制が必ずしも十分でないケースが存在し、熱海市での崩落の要因となっていたことから、全国一律の基準で都道府県知事の許可による広域的な規制を実施することになりました。

(2) 盛土等の安全性の確保

秦野市の全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定される予定であり、盛土の高さや勾配、排水の安全性に関する技術基準を設定し、施行状況の定期的な報告を求め、施工中や完了時に検査を行うことになります。

(3) 責任の所在の明確化

土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても、神奈川県が是正措置等を命令することができます。

(4) 罰則の強化

神奈川県知事が許可権者となり県警と連携することで、罰則が条例による上限より高い水準に強化され、最大で懲役 3 年以下、罰金 1 千万円以下、法人重科 3 億円以下となります。

(5) 条例による規制との比較

これまで、都市計画法の規制に該当する造成計画については、都市計画法に基づく基準で施工されるため、盛土条例は適用除外であったことから、都市計画法に該当しない造成計画に限り、盛土条例及び秦野市まちづくり条例による規制を行ってきました（許可件数は、年間平均 1 件ほど）。

盛土条例は造成面積に応じた規制でしたが、盛土規制法は高さに応じた規制であり、面積が小さい造成工事でも高さに応じて規制されるため、より厳しい規制となります。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日